**おかやま型みどりの食料システム戦略推進事業実施要領**

　制　　定 令和５年３月30日農産第1362号

一部改正　令和６年３月19日農産第1379号

一部改正　令和７年３月26日農産第1184号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡山県農林水産部長通知

第１　目的

　　　国では、みどりの食料システム戦略が策定され、化学農薬や化学肥料の低減、有機農業の　　　拡大目標が示されるなど、環境負荷を低減する農法の実践が求められている。

こうした中、おかやま有機無農薬農産物等の環境にやさしい農業のさらなる取組拡大に向　　　け、生産拡大の条件整備やＰＲ活動等を支援することにより生産規模及び販路の拡大を図る。

第２　定義

この要領において、「おかやま有機無農薬農産物」と「有機農産物」は、次の（１）、（２）に該当する岡山県産農産物をいう。

（１）「おかやま有機無農薬農産物」生産方針（平成13年３月28日付け生第1287号農林水産部長通知）に基づき「おかやま有機無農薬認証業務規程（一般社団法人岡山県農業開発研究所、平成13年７月１日施行）」により認証された農産物

（２）有機農産物の日本農林規格（平成12年１月20日付け農林水産省告示第59号）により認証された農産物

第３ 事業区分及び内容等

　　　この事業の区分は、次のとおりとし、各事業の事業実施主体、事業内容、採択要件及び補　　　助率は、別表１、２のとおりとする。

　１　おかやま有機無農薬農産物等拡大事業（別表１）

　（１）生産拡大条件整備支援事業

（２）受入体制整備事業

　（３）販路拡大支援事業

　２　おかやまグリーン農業推進事業（別表２）

　（１）土壌診断の推進

　（２）化学肥料低減対策

　（３）化学農薬低減対策

第４　事業実施等の手続き

　１　県民局長に対する申請手続き（事業実施主体が市町村、農業協同組合、営農集団、農業者の場合）

　（１）事業実施主体は、事業実施計画書（第３の１の事業は「様式第２－１号」、第３の２の事業は「様式第２－２号」）（以下「計画書」という。）を作成し、市町村長に提出するものとする。なお、受益農家数の特認要件を利用する場合は様式第３号を添付すること。

事業実施地区が複数の市町村に及ぶ場合にあっては、事業実施主体は、原則として主た

る市町村長に計画書を提出するとともに、主たる市町村以外の市町村長にも当該計画書の

写しを提出するものとする。

また、事業実施計画が承認された時には、主たる市町村以外の市町村長に速やかに承認

された旨、報告するものとする。

　（２）市町村長は、（１）の規定より計画書が提出されたときは、当該事業実施計画について

必要な指導及び調整を行った上で、様式第１号により県民局長に提出し、その承認を受け

るものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長は計画書を作成し、様式　　　　第１号に添付して県民局長に提出し、その承認を受けるものとする。

　（３）県民局長は、提出された事業実施計画がこの事業の目的、内容及び採択基準等に照らし　　　　て適当であると認めたときは、知事と協議し、当該事業実施計画を承認するものとする。

なお、県民局長は、提出された計画書の実施地区が複数の県民局の区域に及ぶ場合は、　　　　あらかじめ関係する県民局長と必要な調整を行った上で、知事と協議するものとする。

　２　知事に対する申請手続き（事業実施主体が岡山県農業協同組合中央会（以下「中央会」と

いう。）及び全国農業協同組合連合会岡山県本部（以下「全農県本部」という。）の場合）

中央会及び全農県本部が全県区域等広域的な事業を実施する場合にあたっては、計画書

を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

第５　事業実績報告等

　１　事業を実施した事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（以下「報告書」という。）（第３の１の事業は「様式第２－１号」、第３の２の事業は「様式第２－２号」）を、第４の１の場合は同（１）及び（２）の規定に準じて県民局長に、第４の２の場合は知事に、事業完了から起算して３０日を経過した日又は事業実施年度の２月末日までのいずれかの早い日までに提出するものとする。

　２　県民局長は、提出された報告書により、事業の完了を確認し、市町村長にその結果を通知するとともに、報告書の写しを知事に提出するものとする。

第６　事業計画の変更

　１　事業実施主体は、事業実施計画を変更しようとするときは、第４の規定に準じて変更計画書を提出するものとする。

　２ 市町村長は１により事業変更計画書が提出された場合は第４の１の（２）の規定に準じて

変更承認申請を行うものとする。

　　　ただし、事業内容の変更を生じない（入札等による）事業費、県費の減額変更は、事業変

更計画書に代えて、事業費等減額報告書（様式第４号）により報告するものとする。

　３　県民局長は、第４の１の（３）の規定に準じて変更承認するものとする。

第７　事業実施計画の達成状況報告

事業実施後の計画達成状況について、知事又は県民局長は、市町村長及び事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

なお、県民局長が受理した報告書は、その写しを知事に提出するものとする。

第８　推進指導

　　　この事業の推進に当たって、県民局、岡山県農林水産総合センター、市町村、農業協同組合等の関係機関・団体は、密接な連携のもとに、本事業が適正かつ効率的に実施されるよう指導に努めるものとする。

第９　助成措置

　　　県は、事業実施主体が行う第３の事業に要する経費について、市町村を経由して申請がな

された場合においては当該市町村に対して、その他の場合においては当該事業実施主体に対

して、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成するものとする。

第10　そ の 他

　　　この要領に定めるもののほか、事業実施につき必要な事項は、別に定めるところによるも

のとする。

　　　附則

１　この要領は、令和５年４月１日から施行するものとする。

２　この要領の施行に伴い、おかやまｅ農産物拡大事業実施要領（令和２年３月30日農産第1329　号農林水産部長通知）は廃止するものとするが、この通知に基づき、令和４年度までに各地域で実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

１　この要領は、令和６年４月１日から施行するものとする。

附則

１　この要領は、令和７年４月１日から施行するものとする。